

第20回「丹波篠山市展」への出品作品を募集します

社会教育・文化財課 ☎552-5769

第20回「丹波篠山市展」

と き 11月17日(日)～23日(土・祝)
9:30～16:00

場 所 丹波篠山市民センター

表彰式 11月23日(土・祝)13:30～

第19回 河合賞(最優秀賞) 絵画部門
「伝えること」と「伝わること」
林瑠美さん(今田町今田)



出品作品の募集

募集要項を必ず確認いただき、出品申込書に必要事項を記入、またはオンラインから申し込みください。募集要項の配布開始は9月上旬の予定で、市ホームページでお知らせします。希望者へは募集要項を郵送しますので、上記へご連絡ください。

申し込みについて

- 事前申し込み
 - 申込期間** 9月10日(火)～11月5日(火)
 - 申込方法** ①右記二次元コードから
②申込書を市役所第2庁舎社会教育・文化財課へ郵送または提出
- 当日申し込み
 - 申込期間** 11月9日(土)10:00～15:00
11月10日(日)10:00～12:00
 - 申込方法** 出品受け付けの際に申込書を提出



作品・出品料について

- 部 門** 一般部門(絵画、彫刻・工芸、書、写真)、特別部門(盆栽)
 - 出品点数** 1部門につき1人1点
 - 出品料** 1点につき1,000円(学生、無鑑査作家は無料)
 - 受付日** 11月9日(土)10:00～15:00
11月10日(日)10:00～12:00
- ※作品、出品料は受付日に丹波篠山市民センターへ。

第20回「丹波篠山市展」の見どころは??

●丹波篠山市民賞と

「わたしの好きな作品」賞の新設

丹波篠山市民賞は、丹波篠山市民が制作した作品の中から最も優秀な作品を選出します(河合賞を除く)。「わたしの好きな作品」賞は、来場者が「最も良い」と感じた作品に投票し、選出します。

●オープニングイベントの開催

第20回の開催を記念して、オープニングイベントを開催します。また、審査員の皆さんの作品を特別展示します。



【広告】女性のためのマネーセミナー

【開催日】9/15(日) 【開催日】9/10(火)・21(土)
【会場】丹波篠山市民センター 【会場】三田市商工会館206

多目的ルーム2 (丹波篠山市民黒岡191) (三田市天神1丁目5-3)

セミナーのお申込み ご夫婦での参加も歓迎

- お電話からは…①開催日②お名前③参加人数④年代⑤お電話番号をお伝えください。
- 田嶋ファイナンシャルオフィスのHPからは…お問い合わせよりメッセージにマネーセミナーと入力して、上記①②③④⑤を明記の上お申し込みください。後ほどご連絡いたします。
- 金融機関の方や情報収集など、本セミナー目的以外のご参加はお断りいたします。

受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00 HPからお申込み

※セミナー会場での金融商品の説明や勧誘行為は一切ありません。ご希望の方には講師による個別相談も承ります。

話題のつみたてNISA、今からNISAで投資信託を買ってみたい。始めてはいるけどホントにこれでいいの? 老後資金や退職金の運用、教育費が気になる方へ! また相続の対策等お金の学びは人生の選択肢を広げ自分らしく生きるにつながります。

【時間】 全日10:00～11:50
【定員】 各10名 (パートナー参加もOK)
【講師】 ファイナンシャルプランナー 田嶋正弘



田嶋ファイナンシャルオフィス

Tel. 079-559-0331
www.tashima-financial.com
三田市天神1丁目5-33 三田市商工会館206

児童手当が拡充されます!

社会福祉課 ☎552-7101

Information

現受給者で、児童が中学生以下のみか、中学生以下と高校生年代(支給要件児童に限る)のみの場合は、手続き不要です。

高校生年代のみを養育している方、所得上限を超過している方などには、郵送により案内します。ただし、児童の住民票が市外にある場合などは、市で

対象者を把握できないため、上記まで連絡をお願いします。

また、大学生年代を含めて3人以上の児童を養育している方は、確認書の提出が必要です。提出方法や時期は、順次、市ホームページや広報紙などでお知らせします。

	9月分まで	10月分から
所得制限	あり	なし
支給対象児童	中学校修了(15歳に達した日以後の最初の3月31日)まで	高校生年代(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで
支給額	◎3歳未満=1万5,000円 ◎3歳から小学校修了までの 第1、2子=1万円 第3子以降=1万5,000円 ◎中学生=1万円 ◎特例給付=5,000円	◎3歳未満の 第1、2子=1万5,000円 第3子以降=3万円 ◎3歳から高校生年代までの 第1、2子=1万円 第3子以降=3万円
第3子加算対象年齢	高校生年代(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで	22歳年度末(大学生年代・22歳に達した日以後の最初の3月31日)まで ※受給者に経済的負担がある場合に限る。
支払い月(回数)	6・10・2月に前月までの4カ月分を支給 ◎10月15日(火)に6～9月分を支給	偶数月に前月までの2カ月分を支給 ◎12月13日(金)に10・11月分を支給予定

人工透析治療の通院費を助成します

社会福祉課 ☎552-7102

- 対象** 通院して人工透析治療を受ける市内在住の方(在宅)のうち、①から④全ての要件を満たす方
- ① 腎臓機能障がいによる身体障害者手帳を持っている
 - ② 人工透析治療を受けるため、自家用車またはタクシーを含む公共交通機関で通院している
 - ③ 市民税所得割額が23万5,000円未満(3～6月分は令和5年度、7～8月分は令和6年度の課税状況)
 - ④ 他法令により通院交通費の給付を受けていない

申請に必要なもの

申請書、通院証明書、印鑑、金融機関の口座番号などが確認できるもの、身体障害者手帳

助成対象月 3～8月分

申込期間 9月2日(月)～27日(金)

問い合わせ・提出先 上記

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



助成金額

距離区分(往復)	10km以下	10km超20km以下	20km超30km以下	30km超40km以下	40km超
助成金額(月額)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

※居宅から医療機関までの自家用車などによる一般的な最短経路の通院距離から額を定めます。往路または復路のみ自家用車などで通院している場合は、上記に定める額の2分の1とします。